

第二次中期計画

平成27年3月25日

関東生乳販売農業協同組合連合会

目 次

I	はじめに	1
II	新たな中期計画の基本的な考え方	2
III	具体的な課題	2
	1. 生産基盤の回復：	2
	2. 集送乳の合理化：	2
	3. 前計画における未整理事項：	3
	4. その他：	4

はじめに

本会では、平成 16 年度末に、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間を対象とする中長期計画（以下、「前計画」）を策定、関東酪農のあるべき姿を数値目標とともに定めその推進を図ってきた。

前計画は集送乳の合理化や乳価の平準化を中心に一定の達成をみたものの、全会員参加による合理化メリットの最大化などに課題を残す結果となった。また、本会が主体的に推進することが困難な項目も一部盛り込まれており、「本会が何に取り組むのか」という点でやや明確さを欠いた面もあった。

生産基盤の維持・回復は、前計画において本会が主体的に取り組むべき課題とは位置づけしておらず、数値目標の設定に留めていたが、この 10 年間で生乳生産環境は激変した。飼料価格の暴騰や TPP 交渉の開始など前計画策定時に想定しえなかった事態の進展に加え、東日本大震災の発生、酷暑、大雪などの天災も発生、生産者数は計画策定時の 5,169 戸から 3,200 戸へと 1,969 戸減少、生産量は 1,342 千トンから 1,088 千トン（26 年度見込）へ 254 千トン減少した。いずれも計画目標を大きく下回る数字であり、直近の後継者確保状況（経営主が 50 歳未満または後継者のいる経営が 42.3%）等からも、生産基盤の維持・回復に向けた取り組みが急務である。

集送乳経費は平成 22 年度に集送乳経費プールを開始、平成 23 年度に 4.9553 円/kg とピークに達した後、24 年度には合理化の効果も表れ 4.8392 円/kg まで減少した（ともに経費プール参加会員平均値）。乳量が減少を続けるなか一定の評価ができる数字といえる。しかし、近年の輸送経費の高騰や乳量の減少、乳業工場の再編により送乳経費を主体に再び増加傾向にあり、全会員参加による合理化を改めて推進するとともに、都県域を越えた集乳路線の再編など、新たな対応にも取り組む必要がある。なお、日々の配乳調整に関しては 10 年間で相当程度改善され、販売チャンスロスの削減に貢献しているものと思われる。

また、会員別乳価のあり方（経費格差を加味した乳価格差ルール）、集送乳経費の共通負担、統一乳価テーブル・取引検査の推進などについては、いずれも実務者において検討を重ねてきたものの未整理となっている。戸数の減少率や生産量の変動は地域により大きな違いがあり、生産基盤の点在化が進行している。このことは工場の再編等とも相まって、コストの地域間格差として顕著に表れつつある。今後もこの傾向は続くものと想定されるなか、中長期的な視点に立った組織判断が求められる状況にある。

これらを踏まえ、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間を対象期間とする新たな計画（以下、「本計画」）を以下のとおり策定する。

I 新たな中期計画の基本的な考え方

本計画は、以下の課題について本会・会員・農協の役割、また関係団体、国・行政に求める内容を整理したうえで本会の行うべき事項を具体的に定める。本計画は関東全体の取り組みとなるため、未参加会員への推進も重要となる。

II 具体的な課題

本計画における課題と取り組み方針は次のとおりである。

1. 生産基盤の回復：

管内の生産基盤弱体化に歯止めがかからないなか、廃業の抑制、新規参入支援、経営維持・規模拡大対策については早急な対応が求められており、本計画では重点課題と位置づけ積極的な推進を図ることとする。

なお、生産基盤の回復は、その性格上対策の多くを会員・農協が実施することとなるが、本会は取組方針（方向性）を定め、前提となる環境整備・情報提供を中心に対応する。

(1) 生産基盤の実態把握・分析

地域ごとの生産基盤の実態について、各種アンケート調査結果や会員からの聞き取り等をもとに27年度早期に把握・分析する。

(2) 実務者により主要課題を整理

各地域の実態を踏まえ、実務者を中心に構成する検討会により、別表の内容を基本に取り組むべき課題を整理する。また、酪農家戸数や経産牛頭数、受託乳量等について具体的な目標値を設定する。

(3) 課題への取り組み

会員が実施する取り組みへの支援に加え、本会は有用な情報の共有・提供、先進・成功事例の紹介を行う。また、関係団体と協力し国に対して必要な支援を要請する。

2. 集送乳の合理化：

集送乳の合理化は、前計画から引き続き重要課題と位置づけ推進を図る。

送乳に関してはこれまでに一定の整理を行ってきたものの、一部地域においてはCSの再編と併せなお合理化の余地がある。また、集乳については会員・都県域を超えた合理化の可能性を追求することが有効である。

(1) 現状把握・分析

CSの現状、集送乳コースの実態について27年度上期を目途に現状を把握・分析する。なお、現状把握にあたっては各会員の合理化計画をあわせて把握する。

(2) 合理化の手法策定、合理化目標の設定

現状の分析結果をもとに担当者会議において合理化の積極的推進地域を選定のうえ合理化の手法、実態に即したCS再編計画を検討・策定する。また、日常の配乳業務に関しても更なる合理化、販売チャンスロス削減の可能性を検討する。

さらに、会員・都県域を越えた合理化について検討・推進するとともに、具体的な合理化目標を設定、関東地域の中長期的な集送乳のあるべき姿を明らかにする。

(3) 課題への取り組み

(2)に基づき各課題に取り組む。推進にあたっては本会と関係会員で事務上の課題を含め情報の共有化、意思疎通を図る。

なお、毎年度、合理化の進捗を確認のうえ必要な修正を行う。

3. 前計画における未整理事項：

会員別乳価のあり方、集送乳経費の共通負担（共販リスクの望ましい負担のあり方）、統一乳価テーブルの推進、取引検査の推進などの課題は、前計画において検討を重ねてきたものの未整理となっている。

これらはいずれも会員の組織判断を伴うものであることから、本会理事会において検討を行うものとする。

(1) 会員別乳価のあり方

全会員を対象とした会員別乳価は、都県指定団体時代の乳価差や生産環境などに一定の配慮を残したうえ平成25年度に完全プールを決定した。一方、集送乳経費の格差を反映した乳価格差ルールについては現時点では8会員が参加、30年度に適用期限を迎えるため、遅くとも29年末までに新たなルールを策定する。

(2) 集送乳経費の共通負担（共販リスクの望ましい負担のあり方）

平成22年度から開始した集送乳経費プールにより柔軟・合理的な配乳が可能となったが、現時点では3会員が未参加、統一的な取り組みとなっていない。

また、近年で進行している乳業工場の統廃合等に起因する共販リスクについては一部地域・会員に偏在化する傾向が強く、今後も進展と思われる生産基盤の地域間格差拡大と相まって、会員間の経費負担格差に一層の拡大が危惧される。

このため集送乳経費の望ましい負担のあり方について検討しルールを策定する。

(3) 統一乳価テーブルの推進

統一乳質基準・乳価テーブルは平成20年度に決定された（以後2度改正）。

乳質基準は合理的配乳変更の前提となる全地域における一定の乳質確保、乳価テーブルはすべての生産者が統一の基準に基づき平等に生乳を評価されること、及び乳代計算事務の簡素化によるコスト削減を目的としたものである。乳質基準は概ねすべての会員で実施されているものの、乳価テーブルは一部未実施の状況にある。上記目的を踏まえ、引き続き統一乳価テーブルの推進を図ることとする。

(4) 取引検査の推進

本会検査所の検査結果を生乳取引に使用することについては、平成 23 年度に大手乳業者より概ね合意が得られたことから取り組みを進めてきた。しかし、全会員が本会検査所でのローリー乳検査に参加という乳業者からの条件を達成できず実施の目途が立たないなか、参加に向けた結論を早急に得ることは難しいとの判断を行い、新たな中期計画のなかで引き続き協議を継続することとなった。

生乳取引には統一的な検査所による正確・公平な検査結果を使用することが望ましい、という全国的な流れも考慮のうえ、あらためて推進を図る。

4. その他：

(1) 生乳取引のあり方（交渉力の強化）

乳業者との定期的な情報交換の実施、生産コストの把握・分析の取組を強化する。また、改定にあたっての環境整備を目的に、中央団体や他指定団体と連携のもと価格改定のあり方に関する協議を乳業者と実施する。

さらに、取引交渉にあたっては各会員の意識統一が不可欠なため、各会員が自ら管内の生産コストの把握・分析を行い、本会・会員が一体となって交渉内容を策定する。

なお、交渉の主体については、すでに主要乳業者とは本会が直接・または会員と協力し交渉を実施しており、引き続き現状の体制で臨むこととする。

(2) 安全・安心への対応

会員や乳業者の意見を踏まえ、良質乳生産等推進協議会の取組とも連携した事業推進を図る。具体的には、適切な搾乳手順、休薬期間の遵守等に関する情報の提供・理解促進を会員と連携し実施するとともに、平成 25 年度に記帳率 100%を達成したものの、いまだ記帳に不備が見受けられる生乳生産管理チェックシートについて、引き続きその改善を図る。

また農協・CS 担当者に対する各種研修会も、関係団体の意見を踏まえ継続強化を図る。

(3) 消費拡大・酪農理解醸成活動

本会独自の消費拡大対策に関して、会員が実施する業務との機能分担を明確化のうえ、酪農教育ファーム事業や酪農の多面的機能発信等の関東全体の普及啓発、マスコミュニケーション、消費拡大プロモーションの検討等を引き続き行う。併せて、地域の普及事業等に対し、支援策やツール等の提供を行う。

また、乳価改定の環境整備を通じた取引交渉力強化の観点からも、酪農理解醸成活動の一層の充実を図る。

(4) 検査所業務の合理化：

平成 20 年 4 月の業務開始当初 20 銭/kg であった検査手数料は、現在 18 銭/kg（25 年度実質 14.7 銭/kg）まで低減している。引き続きコスト削減に取り組むとともに、検査精度のより一層の向上、指導機能の充実など検査所が目指す方向を明確に示す。

また、販売生乳の品質把握の観点から全ローリー乳検査について推進する。